

独立行政法人住宅金融支援機構法案新旧対照条文 目次

一	産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）	1
二	住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）	7
三	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）	11
四	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）	16
五	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）	24
六	恩給法（大正十二年法律第四十八号）	28
七	国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）	29
八	行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）	30
九	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）	31
十	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）	33
十一	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）	34
十二	消費税法（昭和六十三年法律第八号）	35
十三	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）	37
十四	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）	38
十五	郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）	39
十六	国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）	40
十七	公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）	41
十八	予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）	42
十九	地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）	43
二十	資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）	44
二十一	公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）	45
二十二	北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）	47
二十三	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	53

二十四	住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）	54
二十五	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）	55
二十六	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）	56
二十七	激甚災害 <small>（じん）</small> に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）	57
二十八	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）	58
二十九	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）	59
三十	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）	60
三十一	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	61
三十二	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）	64
三十三	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	65
三十四	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	71
三十五	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）	72
三十六	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）	73
三十七	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）	74
三十八	優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）	75
三十九	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）	76
四十	過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）	77
四十一	信託業法（平成十六年法律第百五十四号）	78
四十二	公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六條の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）	79

改 正 案	現 行
<p>（業務を行う機関）</p> <p>第三条 この法律による資金の融通に関する業務は、<u>沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）</u>が行うものとする。</p> <p>（貸付けの条件）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>2 前項の規定により公庫が利率を定める場合には、住宅の建設が促進されるように配慮し、かつ、銀行その他一般の金融機関の貸付利率及び沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六条第一項の規定による借入金の利率を勘案しなければならぬ。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。</p>	<p>（業務を行う機関）</p> <p>第三条 この法律による資金の融通に関する業務は、<u>住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）</u>が行うものとする。</p> <p>（貸付けの条件）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>2 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十一条第八項の規定は、前項の規定により公庫が利率を定める場合について準用する。この場合において、同条第八項中「住宅の建設、既存住宅の購入、土地の取得及び造成、店舗等の建設、住宅の改良又は合理的土地利用耐火建築物等の建設若しくは購入」とあるのは、「<u>産業労働者住宅の建設</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 住宅金融公庫法第二十一条の四第一項、第二項、第三項（第六号を除く。）及び第四項の規定は、貸付金の償還について準用する。この場合において、同条第三項第四号中「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第一号から第三号までの規定に該当するもの又は同条第五項から第八項まで、第十一項若しくは第十二項の規定による貸付けを受けた者」とあるのは、「<u>貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第一号の規定に該当するもの（譲渡するため住宅を必要とする事業者を除く。）</u>」、同項第二号の規定に該当するもの（事業者が住宅を建設して譲渡させる目的で出資又は融資する会社その他の法人を除く。）又は同項第三号の規定に該当するもの」と、同項第七号中「<u>第十七条第一項若しくは第二項の規定による</u></p>

4| 公庫から貸付けを受けた者（包括承継人を含む。以下「貸付けを受けた者」という。）は、貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部又は一部の償還をすることができる。

5| 公庫は、第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付けを受けた者に対し、貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金についていつでも償還を請求することができ。ただし、償還を請求することができる額は、第五号に該当する場合には、当該住宅に係る貸付金の額を超えることができない。

- 一 貸付けを受けた者が六月以上割賦金の償還をしなかつたとき、又は正当な理由がなく割賦金の償還を怠つたと認められると

4| 貸付けを受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項から第七項まで、第十一項若しくは第十二項の規定による貸付けを受けた者で当該貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸するもの」とあるのは、「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第三号の規定に該当するもの」と、「第三十五条第一項、第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第三十五条の三第一項」とあるのは、「同法第十三条の二第一項又は第二項」と、同項第八号中「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項、第十一項若しくは第十二項の規定による貸付けを受けた者」とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第四号の規定に該当するもの」と、「第三十五条の二第一項、第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項又は第三十五条の三第一項」とあるのは「同法第十三条の三第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

4| 住宅金融公庫法第二十二条の規定は、貸付金の貸付の条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更について準用する。

- 二 貸付けを受けた者が当該貸付金を担保するため設定された抵当権の目的である住宅、土地その他の不動産に係る租税その他の公課を滞納したとき。
- 三 貸付けを受けた者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 四 貸付けを受けた者で第七条第一項第一号の規定に該当するもの（譲渡するため住宅を必要とする事業者を除く。）、同項第二号の規定に該当するもの（事業者が住宅を建設して譲渡させる目的で出資又は融資する会社その他の法人を除く。）又は同項第三号の規定に該当するものが、貸付金に係る住宅、土地又は借地権を他人に譲渡したとき。
- 五 貸付金に係る住宅が貸付けの際定められた用途以外の用途に供されたとき。
- 六 貸付けを受けた者で第七条第一項第三号の規定に該当するものが第十三条の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 七 貸付けを受けた者で第七条第一項第四号の規定に該当するものが第十三条の三第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 八 前各号に掲げるもののほか、貸付けを受けた者が正当な理由がなく契約の条項に違反したとき。
- 六 前項の規定により貸付金の償還を請求した場合において、償還を行うべき者が償還を怠った場合においては、公庫は、当該貸付金を担保するため設定された抵当権を実行するものとする。
- 七 貸付けを受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支払が著しく困難となつた場合においては、公庫は、主務大臣の認可を受けて、貸付けの条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をすることができる。ただし、主務省令で定める災害により主務省令で定める範囲内の変更をするときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

(業務の委託)

第十条 (略)

- 2| 公庫は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者(以下「受託者」という。)に対し、委託業務に関する準則を示さなければならない。
- 3| 公庫は、第一項の規定により業務を委託した場合においては、受託者に対し、手数料を支払わなければならない。
- 4| 前項の手数料は、公庫が、元利金の回収に関する業務以外の委託業務については、その業務に必要な経費を基準として、元利金の回収に関する業務については、その業務に必要な経費に元利金の回収割合(元利金を回収した額の回収すべき額に対する割合をいう。)に応じて公庫が定める率により算出した金額を加えた額を基準として定める。
- 5| 公庫は、必要があると認める場合においては、受託者に対し、当該委託業務の処理について報告を求め、又は公庫の役員若しくは職員に、当該委託業務について必要な調査をさせることができる。
- 6| 第一項に規定する地方公共団体又は銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が同項の規定により委託した業務を受託することができる。
- 7| 受託者である金融機関の役員又は職員であつて第一項の規定による委託業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

(公庫の業務方法書の認可)

第十一条 主務大臣は、沖縄振興開発金融公庫法第二十二條第一項の規定により公庫の業務方法書に関し認可をしようとする場合において、この法律に基づく業務に係る部分については、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(業務の委託)

第十条 (略)

- 2| 住宅金融公庫法第二十三條第二項から第七項までの規定は、前項の規定により委託する場合について準用する。

(公庫の業務方法書の認可)

第十一条 主務大臣は、住宅金融公庫法第二十四條第一項又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十二條第一項の規定により公庫の業務方法書に関し認可をしようとする場合において、この法律に基づく業務に係る部分については、あ

(公庫の事業計画及び資金計画の認可)

第十二条 主務大臣は、沖縄振興開発金融公庫法第二十三条の規定により公庫の事業計画及び資金計画のうち住宅に係るものを認可しようとする場合においては、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(賃借人の選定及び家賃)

第十三条の二 貸付けを受けた者で第七条第一項第三号の規定に該当するものは、当該貸付金に係る住宅を同号イ又はロに掲げる者に対し、賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従い、賃貸しなければならない。

2) 4 (略)

(主務大臣及び主務省令)

第十四条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

第十六条 第十条第一項の規定により公庫の業務の委託を受けた金融機関が、同条第五項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした役員又は職員を十万円以下の罰金に処する。

かじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(公庫の事業計画及び資金計画の認可)

第十二条 主務大臣は、住宅金融公庫法第二十五条又は沖縄振興開発金融公庫法第二十三条の規定により公庫の事業計画及び資金計画のうち住宅に係るものを認可しようとする場合においては、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(賃借人の選定及び家賃)

第十三条の二 公庫から貸付けを受けた者(包括承継人を含む。以下「貸付けを受けた者」という。)で第七条第一項第三号の規定に該当するものは、当該貸付金に係る住宅を同号イ又はロに掲げる者に対し、賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従い、賃貸しなければならない。

2) 4 (略)

(主務大臣、主務省令)

第十四条 この法律における主務大臣は、住宅金融公庫にあつては国土交通大臣及び財務大臣とし、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び財務大臣とする。

2) この法律における主務省令は、住宅金融公庫にあつては国土交通省令・財務省令とし、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣府令・財務省令とする。

第十六条 第十条第一項の規定により公庫の業務の委託を受けた金融機関が、同条第二項において準用する住宅金融公庫法第二十三条第五項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした役員又は職員を十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受け、又は承認を得なければならぬ場合において、その認可を受けず、又は承認を得なかつたとき。

二 (略)

第十七条 次の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定(この法律において準用する住宅金融公庫法の規定を含む。)により主務大臣の認可を受け、又は承認を得なければならぬ場合において、その認可を受けず、又は承認を得なかつたとき。

二 (略)



改 正 案

現 行

（保険契約）

第三条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、事業年度又はその半期ごとに、金融機関を相手方として、当該金融機関が貸付け（給付を含む。以下同じ。）を行ったことを機構に通知することにより、貸付金の額（給付の場合は、当該給付に係る契約に基づいて給付後において受け入れるべき掛金の額。以下同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、機構と当該金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を結ぶことができる。

（保険契約）

第三条 住宅金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度又はその半期ごとに、金融機関を相手方として、当該金融機関が貸付け（給付を含む。以下同じ。）を行ったことを公庫に通知することにより、貸付金の額（給付の場合は、当該給付に係る契約に基づいて給付後において受け入れるべき掛金の額。以下同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、公庫と当該金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を結ぶことができる。

2 公庫は、前項の契約を結ぶときは、第十三条の規定による承認を受けた保険約款に基かなければならない。

（保険関係が成立する貸付け）

第四条 前条の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立する貸付けは、住宅の建設、住宅の建設に伴い通常必要とされる施設（以下「施設」という。）の建設、住宅若しくは施設の建設に必要な土地若しくは借地権の取得又は住宅若しくは施設の建設に必要な土地の造成のための貸付けでなければならない。

（保険関係が成立する貸付け）

第四条 前条第一項の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立する貸付けは、住宅の建設、住宅の建設に伴い通常必要とされる施設（以下「施設」という。）の建設、住宅若しくは施設の建設に必要な土地若しくは借地権の取得又は住宅若しくは施設の建設に必要な土地の造成のための貸付けでなければならない。

（保険価額、保険事故及び保険金額）

第五条 保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期（給付の場合は、当該給付に係る契約の期間の満了の時）における債務の不履行による貸付金の回収未済（給付の場合は、掛金の受入未済。以下同じ。）又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第三十三条の規定による再生手続開始の決定、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第四十一条の規定による更

（保険価額、保険事故及び保険金額）

第五条 保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期（給付の場合は、当該給付に係る契約の期間の満了の時）における債務の不履行による貸付金の回収未済（給付の場合は、掛金の受入未済。以下同じ。）又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第三十三条の規定による再生手続開始の決定、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第四十一条の規定による更

生手続開始の決定若しくは商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十一条の規定による整理開始の命令若しくは同法第四百三十一条第一項の規定による特別清算開始の命令のあつた時における貸付金の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の九十（機構が承認した貸付けに係る保険関係（以下「特定保険関係」という。）にあつては、百分の百）を乗じて得た金額を保険金額とする。

2 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第 号

）第十三条第一項第二号に規定する特定貸付債権に係る貸付けについて成立する保険関係については、前項中「貸付金の額」とあるのは、「貸付金（利息その他の附帯の債権で政令で定めるものを含む。以下同じ。）の額」とする。

（削る。）

（削る。）

（保険金）

第六条 機構が保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をする時までに貸付金の回収（給付の場合は、掛金の受入れ）をした額を控除した残額に、百分の九十（特定保険関係に基づいて支払うべきものにあつては、

生手続開始の決定若しくは商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十一条の規定による整理開始の命令若しくは同法第四百三十一条第一項の規定による特別清算開始の命令のあつた時における貸付金の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の九十（公庫が承認した貸付けに係る保険関係（以下「特定保険関係」という。）にあつては、百分の百）を乗じて得た金額を保険金額とする。

2 公庫が貸付債権（その信託の受益権を含む。）を担保として発行される債券その他住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第十七条第九項第二号に規定する有価証券について同号の規定により債務の保証を行うことを予定して前項の規定により承認したときは、当該承認をした貸付けに係る保険関係（以下「債務保証特定保険関係」という。）については、同項中「貸付金の額」とあるのは、「貸付金（利息その他の附帯の債権で政令で定めるものを含む。以下同じ。）の額」とする。

（保険価額の総額の限度）

第六条 公庫は、保険関係における保険価額の総額の金融機関を通ずる合計額が、事業年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、第三条第一項の契約を結ぶことができない。

（保険料）

第七条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額以内とする。

（保険金）

第八条 公庫が保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をする時までに貸付金の回収（給付の場合は、掛金の受入れ。以下同じ。）をした額を控除した残額に、百分の九十（特定保険関係に基づいて支払うべきもの

百分の百) を乗じて得た額とする。

#### 第七条

金融機関は、保険事故の発生の日から一年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過した後は、保険金の支払の請求をすることができない。

( 削る。 )

( 削る。 )

( 契約の解除等 )

第八条 機構は、金融機関がこの法律の規定又は第三条の契約の条項に違反したときは、保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて同条の契約を解除することができる。

にあつては、百分の百) を乗じて得た額とする。

第九条 金融機関は、保険事故の発生の日から二月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。ただし、債務保証特定保険関係に基づく保険金については、この限りでない。

2 金融機関は、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

( 回収金の納付 )

第十条 保険金の支払を受けた金融機関は、その支払の請求をした後貸付金の回収をした額と保険金の支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に支払を受けた保険金の額の第八条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額(特定保険関係に基づく保険金の支払を受けた金融機関にあつては、その支払の請求をした後支払を受けるまでの間に貸付金の回収をした額)を公庫に納付しなければならない。

( 貸付金の回収 )

第十一条 金融機関は、保険関係が成立した貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。ただし、特定保険関係が成立した貸付けについて保険金の支払を受けたときは、この限りでない。

( 契約の解除等 )

第十二条 公庫は、金融機関がこの法律の規定又は第三条第一項の契約の条項に違反したときは、保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて同条同項の契約を解除することができる。

( 削る。 )

( 保険約款 )

第十三条 公庫は、この法律に基く業務開始の際、保険約款を定め、これを主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

( 主務大臣 )

第十四条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣及び財務大臣とする。

( 過料 )

第十五条 公庫が、第十三条の規定による承認を受けた保険約款に基づかないで第三条第一項の契約を結んだときは、その違反行為をした公庫の役員又は職員を二十万円以下の過料に処する。

( 削る。 )

改 正 案

現 行

（機構の行う勤労者財産形成持家融資）

第九条 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

一・二（略）

三 事業主、事業主団体又は勤労者の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この号において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五条第三項において「貸付限度額」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行うこと。

2  
4（略）

（独立行政法人住宅金融支援機構等の行う勤労者財産形成持家融資）

（機構の行う勤労者財産形成持家融資）

第九条 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

一・二（略）

三 事業主、事業主団体又は勤労者の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この号において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第十五条第三項において「貸付限度額」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行うこと。

2  
4（略）

（住宅金融公庫等の行う勤労者財産形成持家融資）

第十条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融

支援機構法（平成十七年法律第 号）第十三条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同号の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同号の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、住宅資金の貸付けの業務を行う。

2| 沖縄振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務の一部として、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同号の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同号の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅資金の貸付けを行うものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。

3| 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の行う第一項又は前項本文の住宅資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置（機構の

第十条

住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第十七条第一項、第二項第一号若しくは第五項の規定による貸付けの業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務の一部として、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同号の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同号の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅資金の貸付けを行うものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。

2| 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の行う前項本文の住宅資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置（機構の行う同条第一項第三号の貸付

行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。）に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

4 沖縄振興開発金融公庫の行う第二項の規定による業務に関する沖縄振興開発金融公庫法第三十二条第二項及び第三十九条第六号の規定の適用については、同項中「及び融通法」とあるのは、「融通法及び勤労者財産形成促進法」とする。

（勤労者財産形成持家融資等の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。）、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭

けに係る措置に限る。）に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

3 住宅金融公庫の行う第一項の規定による業務に関する住宅金融公庫法の適用については、同法第三十一条第二項中「及び保険法」とあるのは、「保険法及び勤労者財産形成促進法」と、同法第四十九条第四号中「第九項」とあるのは、「第九項若しくは勤労者財産形成促進法第十条第一項」と、「同条第六項」とあるのは、「第二十条第六項」とする。

4 沖縄振興開発金融公庫の行う第一項の規定による業務に関する沖縄振興開発金融公庫法第三十二条第二項及び第三十九条第六号の規定の適用については、同項中「及び融通法」とあるのは、「融通法及び勤労者財産形成促進法」とする。

（勤労者財産形成持家融資等の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の行う第十条第一項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。）、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額、住宅金融公庫法第二十七条の二第一項、第七項又は第八項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又

和二十五年法律第五十六号)第二十七条の第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。)、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第四十五条第一項の規定に基づき独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等(勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。)に係る預貯金等(勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。)の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

(資金の調達)

第十二条 機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫又は第十五条第二項に規定する共済組合等が、前条に規定する資金を調達するため、勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に対して協力を求めたときは、当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、政令で定めるところにより、その資金の調達に応じなければならない。

2 (略)

3 機構又は独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法又は独立行政法人住宅金融支援機構法の定めるところにより、第一項の資金の調達の事務の全部又は一部について金融機関等、生命保険会社等若しくは損害保険会社又はこれらの団体に対し必要な委託をすることができる。

は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等(勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。)に係る預貯金等(勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。)の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

(資金の調達)

第十二条 機構、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は第十五条第二項に規定する共済組合等が、前条に規定する資金を調達するため、勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に対して協力を求めたときは、当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、政令で定めるところにより、その資金の調達に応じなければならない。

2 (略)

3 機構又は住宅金融公庫は、独立行政法人雇用・能力開発機構法又は住宅金融公庫法の定めるところにより、第一項の資金の調達の事務の全部又は一部について金融機関等、生命保険会社等若しくは損害保険会社又はこれらの団体に対し必要な委託をすることができる。



(公務員に関する特例等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫並びに共済組合等が住宅の建設若しくは購入又は貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号ロに掲げる者、同法第二百二十五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四百一条第一項に規定する組合役員及び同法第二項に規定する連合会役員並びに同法第四百四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。

5 (略)

附則

(勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置)

第二条 (略)

2 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条第一項の貸付け」とあるのは、「前条第一項の貸付け若しくは附則第二条第二項の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。

(公務員に関する特例等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 機構、住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫並びに共済組合等が住宅の建設若しくは購入又は貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第二条第一項第一号ロに掲げる者、同法第二百五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四百一条第一項に規定する組合役員及び同法第二項に規定する連合会役員並びに同法第四百四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。

5 (略)

附則

(勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置)

第二条 (略)

2 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第一項本文の貸付け又は第十五条第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条第一項の貸付け」とあるのは、「前条第一項の貸付け若しくは附則第二条第二項の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。

改 正 案	現 行
<p>（独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資）</p> <p>第七十七条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第 号）第十三条第一項に規定する業務のほか、阪神・淡路大震災により、人の居住の用に供する家屋（主として人の居住の用に供する家屋を含む。）の用に供する土地に擁壁の損壊その他の被害が生じた場合において、当該土地の補修に必要な資金を貸し付けることができる。</p>	<p>（住宅金融公庫法等の特例）</p> <p>第七十七条 住宅金融公庫（以下この条及び次条において「公庫」という。）は、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号。以下この条及び次条において「公庫法」という。）第十七条に規定する業務のほか、阪神・淡路大震災により、人の居住の用に供する家屋（主として人の居住の用に供する家屋を含む。第十項において同じ。）が滅失し、若しくは損傷し、又はその家屋の用に供する土地に擁壁の損壊その他の被害が生じた場合において、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める資金を貸し付けることができる。</p> <p>一 阪神・淡路大震災の当時当該家屋に居住していた親族の居住の用に供するために自ら居住する家屋以外に家屋を必要とする者のうち、当該災害の発生の日から起算して二年を経過する日までの間（被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）（第七条の規定による制限その他の制限で国土交通省令・財務省令で定めるものにより当該期間内に当該家屋の建設を行うことができない場合にあつては、これらの制限が行われなくなつた日から起算して六月以内で国土交通省令・財務省令で定める日までの間。第九項において「特定建設期間」という。）に、当該親族の居住していた家屋に代わるべき家屋若しくは当該損傷した家屋で国土交通省令・財務省令で定めるもの（以下この条において「特定災害復興住宅」という。）を建設し、購入し、若しくは補修し、又は当該特定災害復興住宅の補修に付随して当該特定災害復興住宅を移転し、当該特定災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して積土砂の排除その他の宅地の整備（以下この条において「整地」という。）をし、若しくは当</p>

該特定災害復興住宅の建設若しくは購入に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者 当該特定災害復興住宅の建設、購入若しくは補修又は当該特定災害復興住宅の補修に付随する当該特定災害復興住宅の移転、当該特定災害復興住宅の建設若しくは補修に付随する整地若しくは当該特定災害復興住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金

二 阪神・淡路大震災の当時当該土地を所有し、賃借し、若しくは使用していた者で、自ら居住し、若しくは他人に貸すために、前号の災害の発生の日から起算して二年を経過する日までの間（被災市街地復興特別措置法第七条の規定による制限その他の制限で国土交通省令・財務省令で定めるものにより当該期間内に当該土地の補修を行うことができない場合にあつては、これらの制限が行われなくなった日から起算して六月以内で国土交通省令・財務省令で定める日までの間。以下この号において「特定補修期間」という。）に、当該土地で国土交通省令・財務省令で定めるもの（以下この条において「災害復興宅地」という。）を補修しようとするもの又は阪神・淡路大震災の当時当該土地を所有し、賃借し、若しくは使用していた親族の居住の用に供するために、特定補修期間内に、災害復興宅地を補修しようとする者 当該災害復興宅地の補修に必要な資金  
公庫は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定災害復興住宅又は災害復興宅地の設計、工事及び維持補修並びに特定災害復興住宅の建設又は補修に付随する整地に関する指導

二 特定災害復興住宅又は災害復興宅地に係る貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理（建設中又は補修中の特定災害復興住宅又は災害復興宅地についてそれらの円滑な処分を図るために必要やむを得ない範囲内で

行う建設工事又は補修工事を含む。）及び処分

3| 公庫が、第一項の規定により、北海道の区域内において特定災害復興住宅の建設又は購入をしようとする者に対し資金の貸付けをすることができる特定災害復興住宅は、北海道の気象に適した防寒的な構造及び設備を有する家屋であり、かつ、防火性能を有する構造のものでなければならない。

4| 第一項の規定による貸付金の金額の限度については、政令で定める。

5| 第一項の規定による貸付金の利率、償還期間及び据置期間は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各項に定めるとおりとする。

表  
(略)

6| 第一項第一号の規定による貸付けを受けて新築の特定災害復興住宅以外の特定災害復興住宅を購入する者が、これと併せて公庫法第十七条第五項の規定による貸付けを受けて当該特定災害復興住宅について優良住宅改良（公庫法第二十一条第一項の表四の項利率の欄に規定する優良住宅改良をいう。）を行う場合における前項の表二の項及び公庫法第二十一条第一項の表四の項の規定の適用については、前項の表二の項償還期間の欄中、「国土交通省令・財務省令」とあるのは、「改良後において国土交通省令・財務省令」と、「当該特定災害復興住宅」とあるのは、「改良後において当該特定災害復興住宅」と、公庫法第二十一条第一項の表四の項償還期間の欄中、「二十年以内」とあるのは、「二十五年以内（改良後において主務省令で定める基準に該当する耐久性を有する特定災害復興住宅（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一号の特定災害復興住宅をいう。以下同じ。）に係る貸付金にあつては三十五年以内、改良後において当該特定災害復興住宅に準ずる耐久性を有するものとして主務省令で定める基準に該当する特定災害復興住

宅に係る貸付金にあつては三十年以内」とする。

7 | 前各項の規定により公庫の業務が行われる場合には、公庫法第五條第六項中「第十七條」とあるのは、「第十七條及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條」と、公庫法第十二條の第三項第一号及び第三十一條第二項中「この法律」とあるのは、「この法律、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」と、公庫法第十二條の第三項第五号中「前各号」とあるのは、「前各号（第一号にあつては、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第七項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）」と、同條第三項中「前項第一号」とあるのは、「前項第一号（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第七項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）」と、同條第四項中「第二項」とあるのは、「第二項（同項第一号にあつては、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第七項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）」と、同條第五項中「第二項各号」とあるのは、「第二項各号（同項第一号にあつては、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第七項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）」と、公庫法第十八條中「第十二項」とあるのは、「第十二項並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第一項」と、公庫法第二十一條の四第三項各号列記以外の部分中「災害復興住宅」とあるのは、「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同條第四号中「第十二項」とあるのは、「第十二項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第一

項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第五号中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第七号中「第十二項」とあるのは「第十二項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、災害復興宅地」と、公庫法第二十三条第一項第四号中「関連利便施設、災害復興住宅」とあるのは「関連利便施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」とあるのは「災害復興住宅又は特定災害復興住宅の建設」と、「住宅、災害復興住宅」とあるのは「住宅、災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「関連公共施設、災害復興住宅」とあるのは「関連公共施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、特定災害復興宅地」と、同項並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「第八項までの」とあるのは「第八項まで及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項の」と、公庫法第二十四条第二項中「関連利便施設、災害復興住宅」とあるのは「関連利便施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「関連公共施設、災害復興住宅」とあるのは「関連公共施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、「第十七条第十三項各号」とあるのは「第十七条第十三項各号及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第二項各号」と、公庫法第三十四条第二項中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「貸付金をもつて整備する関連公共施設」とあるのは「貸付金をもつて整備する関連公共施設、貸付金をもつて補修する災害復興宅地」と、公庫法第三十五条第四項中「又は第十二項」とあるのは「若しくは第十二項又は阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び

助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、災害復興宅地」と、公庫法第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条」と、公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第四号中「第九項」とあるのは「第九項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第六項」とあるのは「第二十条第六項」と、同条第七号中「第三十一条第二項」とあるのは「第三十一条第二項（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）とする。」

8 第三項に規定する防火性能を有する構造について必要な技術的事項は、国土交通省令・財務省令で定める。

9 公庫は、阪神・淡路大震災により滅失した住宅に阪神・淡路大震災の当時居住していた親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者が、特定建設期間内に、住宅を建設し、若しくは購入し、又は公庫法第十七条第十二項に規定する合理的土地利用耐火建築物等を建設しようとする場合において、同条第一項、第二項又は第十一項前段の規定により、その者に住宅の建設若しくは購入、住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は合理的土地利用耐火建築物等の建設に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を五年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して五年以内の据置期間を設けることができる。

10 阪神・淡路大震災により滅失した人の居住の用に供する家屋を阪神・淡路大震災の当時所有し、若しくは賃借していた者又は阪

神・淡路大震災の当時当該家屋に居住していた者に対する公庫法第十七条第六項、第二十一条第一項の表五の項及び第二十一条の二第一項並びに北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条の二第二項の規定の適用については、公庫法第十七条第六項中「二年以内」とあるのは「二年を経過する日までの間（被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第七条の規定による制限その他の制限で国土交通省令・財務省令で定めるものにより当該期間内に当該家屋に代わるべき家屋の建設を行うことができない場合にあつては、これらの制限が行われなくなつた日から起算して六月以内で国土交通省令・財務省令で定める日までの間）」と、公庫法第二十一条第一項の表五の項中「三年以内」とあるのは「五年以内」と、公庫法第二十一条の二第一項中「二年以内」とあるのは「二年を経過する日までの間（被災市街地復興特別措置法第七条の規定による制限その他の制限で国土交通省令・財務省令で定めるものにより当該期間内に当該住宅に代わるべき住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の建設を行うことができない場合にあつては、これらの制限が行われなくなつた日から起算して六月以内で国土交通省令・財務省令で定める日までの間）」と、「三年以内」とあるのは「五年以内」と、北海道防寒住宅建設等促進法第八条の二第二項の表中「三年以内」とあるのは「五年以内」とする。

（経過措置）

第七十八条 前条第九項の規定並びに同条第十項の規定により読み替えて適用される公庫法第十七条第六項、第二十一条第一項の表五の項及び第二十一条の二第一項並びに北海道防寒住宅建設等促進法第八条の二第二項の規定は、公庫が平成七年一月十七日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用し、公庫が同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。



2| 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、  
、なお従前の例による。

改 正 案

現

行

第四十四条 削除

（住宅金融公庫の業務の特例）

第四十四条 住宅金融公庫（以下「公庫」という。）は、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号。以下「公庫法」という。）第十七条に規定する業務のほか、認定事業者に対し、高齢者向け優良賃貸住宅に改良するための同条第一項に規定する既存住宅の購入に必要な資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の金額の限度及び償還期間については政令で定め、その利率については公庫が定める。

3 前二項の規定により公庫の業務が行われる場合には、公庫法第五條第六項中「第十七条」とあるのは「第十七条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第四十四条」と、公庫法第十二條の三第二項第一号及び第三十一條第二項中「この法律」とあるのは「この法律、高齢者居住法」と、公庫法第十二條の三第二項第五号中「前各号」とあるのは「前各号（第一号にあつては、高齢者居住法第四十四條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「前項第一号（高齢者居住法第四十四條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項（同項第一号にあつては、高齢者居住法第四十四條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第五項中「第二項各号」とあるのは「第二項各号（同項第一号にあつては、高齢者居住法第四十四條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第十八條中「第十二項」とあるのは「第十二項並びに高齢者居住法第四十四條第一項」と、「若しくは第十一項」とあるのは「若しくは第十一項若しくは高齢者居住法第四十四條

第一項」と、公庫法第二十一条第八項中「前項」とあるのは「前項及び高齢者居住法第四十四条第二項」と、公庫法第二十一条の四第三項第四号及び第七号中「第十二項」とあるのは「第十二項若しくは高齢者居住法第四十四条第一項」と、同項第九号中「前各号」とあるのは「前各号（第四号及び第七号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十二条第一項中「若しくは融通法第七条第一項」とあるのは「高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者若しくは融通法第七条第一項」と、同条第二項及び公庫法第三十五条第三項中「前項」とあるのは「前項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十二条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十五条第一項及び第二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項及び同条第三項中「住宅の建設」とあるのは「住宅の建設又は既存住宅の購入」と、公庫法第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は高齢者居住法第四十四条」と、公庫法第四十六条第一項中「又は同条第四項の規定による貸付けを受けた者」とあるのは「若しくは同条第四項の規定による貸付けを受けた者又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項第一号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同項第二号中「場合」とあるのは「場合及び高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（同項第一号及び第二号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定す

(独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮)  
第四十五条 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、高齢者向け優良賃貸住宅の整備が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第七十六条 削除

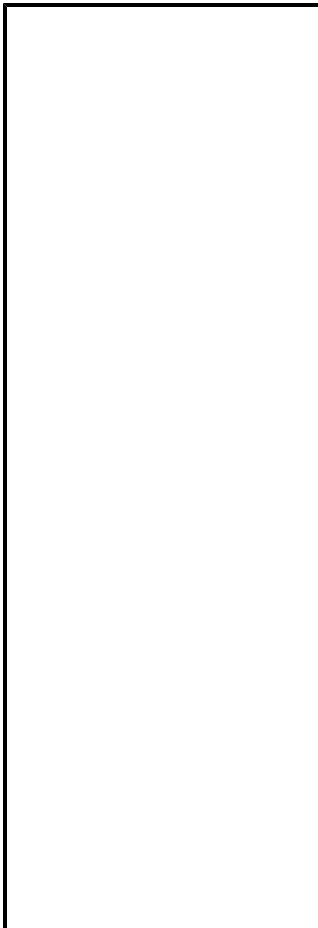
る業務」とあるのは「第十七条に規定する業務及び高齢者居住法第四十四条第一項に規定する業務」と、同条第四号中「第九項」とあるのは「第九項若しくは高齢者居住法第四十四条第二項」と、「同条第六項」とあるのは「第二十条第六項」と、同条第七号中「第三十一条第二項」とあるのは「第三十一条第二項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条第一項中「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第四十四条第一項」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同法第十一条中「第八条」とあるのは「第八条（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

(公庫等の融資に当たつての配慮)

第四十五条 公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、高齢者向け優良賃貸住宅の整備が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

(公庫法の特例)

第七十六条 公庫法第十七条第五項の規定による貸付金で高齢者（国土交通省令・財務省令で定める年齢以上の者に限る。以下この条において同じ。）が自ら居住する住宅について行う改良（改良後の住宅が国土交通省令・財務省令で定める基準に適合する高齢対応構造等を有するものとする）を主たる目的とするものに限る。（）に係るものの償還は、公庫法第二十一条第一項及び第七項



並びに第二十一条の四第一項の規定にかかわらず、当該高齢者（二人以上の高齢者が共同で貸付けを受けた場合にあつては、当該二人以上の高齢者のすべて）の死亡時に一括償還をする方法によることができる。

2 前項の場合における公庫法第二十一条の四第三項の規定の適用については、同項中「次条」とあるのは、「次条並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律第七十六条第一項」とする。

改 正 案	現 行
<p>第二十条（略）                      前項ノ官ニ在ル者トハ左ニ掲グル官職ニ在ル者ヲ謂フ                      一ノ九（略）                      十 第二号又ハ第三号ニ掲グル官職ニ相当スル官職（委員会ノ委員長及委員並法令ニ依ル公団ノ役員及職員中別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ以外ノモノヲ含マザルモノトス）                      （略）</p>	<p>第二十条（略）                      前項ノ官ニ在ル者トハ左ニ掲グル官職ニ在ル者ヲ謂フ                      一ノ九（略）                      十 第二号又ハ第三号ニ掲グル官職ニ相当スル官職（委員会ノ委員長及委員並法令ニ依ル公団及住宅金融公庫ノ役員及職員中別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ以外ノモノヲ含マザルモノトス）                      （略）</p>

改 正 案

別表第一（第二十四条関係）

名 称	根 拠 法
(略)	(略)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
(略)	(略)

現 行

別表第一（第二十四条関係）

名 称	根 拠 法
(略)	(略)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
(略)	(略)

改 正 案		現 行	
別表（第十二条関係）		別表（第十二条関係）	
名 称	根 拠 法	名 称	根 拠 法
(略)	(略)	(略)	(略)
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）	国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
(略)	(略)	(略)	(略)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）



改 正 案

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）  
 一 次の表に掲げる法人

名称	住宅街区整備組合	名称	住宅街区整備組合
（略）	（略）	（略）	（略）
根拠法	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	根拠法	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
酒造組合	酒造組合中央会	酒造組合	酒造組合中央会
酒造組合連合会	酒造組合連合会	酒造組合連合会	酒造組合連合会
酒販組合	酒販組合中央会	酒販組合	酒販組合中央会
酒販組合連合会	酒販組合連合会	酒販組合連合会	酒販組合連合会
（略）	（略）	（略）	（略）

現 行

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）  
 一 次の表に掲げる法人

名称	住宅街区整備組合	名称	住宅街区整備組合
（略）	（略）	（略）	（略）
根拠法	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	根拠法	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫	住宅金融公庫	住宅金融公庫
酒造組合	酒造組合中央会	酒造組合	酒造組合中央会
酒造組合連合会	酒造組合連合会	酒造組合連合会	酒造組合連合会
酒販組合	酒販組合中央会	酒販組合	酒販組合中央会
酒販組合連合会	酒販組合連合会	酒販組合連合会	酒販組合連合会
（略）	（略）	（略）	（略）

二  
(略)

二  
(略)

(略)

(略)

改 正 案

現 行

別表第一 公共法人の表（第二条関係）  
一 次の表に掲げる法人

別表第一 公共法人の表（第二条関係）  
一 次の表に掲げる法人

名称	名称
(略)	(略)
社会保険診療報酬支 払基金	社会保険診療報酬支 払基金法（昭和二 十三年法律第二百十九号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第 五十号）
水害予防組合連合	
(略)	(略)

二 (略)

名称	名称
(略)	(略)
社会保険診療報酬支 払基金	社会保険診療報酬支 払基金法（昭和二 十三年法律第二百十九号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第 百五十六号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第 五十号）
水害予防組合連合	
(略)	(略)

二 (略)

改 正 案				現 行			
別表第二 非課税法人の表（第五条関係）							
(略)	住宅街区整備組合	(略)	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	(略)	住宅街区整備組合	(略)	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
(略)	消防団員等公務災害補償等共済基金	(略)	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）	(略)	消防団員等公務災害補償等共済基金	(略)	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
別表第二 非課税法人の表（第五条関係）							
(略)	住宅金融公庫	(略)	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	(略)	住宅金融公庫	(略)	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
(略)	消防団員等公務災害補償等共済基金	(略)	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）	(略)	消防団員等公務災害補償等共済基金	(略)	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）

改 正 案

別表第三（第三条、第六十条関係）  
一 次の表に掲げる法人

名称	住宅街区整備組合	名称	住宅街区整備組合
根拠法	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	根拠法	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
（略）	（略）	（略）	（略）
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒造組合中央会		酒造組合中央会	
酒造組合連合会		酒造組合連合会	
酒販組合		酒販組合	
酒販組合中央会		酒販組合中央会	
酒販組合連合会		酒販組合連合会	
（略）	（略）	（略）	（略）

現 行

別表第三（第三条、第六十条関係）  
一 次の表に掲げる法人

名称	住宅街区整備組合	名称	住宅街区整備組合
根拠法	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	根拠法	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
（略）	（略）	（略）	（略）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒造組合中央会		酒造組合中央会	
酒造組合連合会		酒造組合連合会	
酒販組合		酒販組合	
酒販組合中央会		酒販組合中央会	
酒販組合連合会		酒販組合連合会	

二  
(略)

二  
(略)

(略)

(略)

十三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第二条関係）

名 称	（略）	根 拠 法	（略）
（略）	国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）	（略）
（略）	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）	（略）

現 行

別表第一（第二条関係）

名 称	（略）	根 拠 法	（略）
（略）	国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）	（略）
（略）	住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	（略）
（略）	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）	（略）

十四 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

別表（第二条関係）	改 正 案		現 行	
	名 称	根 拠 法	名 称	根 拠 法
(略)	国立大学法人	(略)	(略)	(略)
商工組合中央金庫	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）	国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
(略)	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
(略)	住宅金融公庫	(略)	住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
(略)	国立大学法人	(略)	国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
(略)	商工組合中央金庫	(略)	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）



改 正 案	現 行
<p>第六十三条の二（公庫等の償還金等） 第五十八条及び第六十条の規定は、国民生活金融公庫、<u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>、<u>農林漁業金融公庫</u>、<u>中小企業金融公庫</u>若しくは<u>沖縄振興開発金融公庫</u>（以下「公庫等」という。）、<u>公庫等の業務の一部を代理する金融機関</u>若しくは<u>公庫等から業務の委託を受けた金融機関</u>又は<u>独立行政法人日本学生支援機構</u>を加入者とし、当該加入者に<u>公庫等の貸付けに係る償還金</u>又は<u>独立行政法人日本学生支援機構の貸与に係る返還金を納付するための払込金</u>又は<u>振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱い</u>について、これを準用する。</p>	<p>第六十三条の二（公庫等の償還金） 第五十八条及び第六十条の規定は、国民生活金融公庫、<u>住宅金融公庫</u>、<u>農林漁業金融公庫</u>、<u>中小企業金融公庫</u>若しくは<u>沖縄振興開発金融公庫</u>（以下<u>公庫</u>と総称する。）、<u>公庫の業務の一部を代理する金融機関</u>若しくは<u>公庫から業務の委託を受けた金融機関</u>又は<u>独立行政法人日本学生支援機構</u>を加入者とし、当該加入者に<u>公庫の貸付けに係る償還金</u>又は<u>独立行政法人日本学生支援機構の貸与に係る返還金を納付するための払込金</u>又は<u>振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱い</u>について、これを準用する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（通則）</p> <p>第一条 国、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖繩振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、地方公共団体及び政令で指定する公共組合（以下「国及び公庫等」という。）の債権若しくは債務の金額又は国の組織相互間の受払金等についての端数計算は、この法律の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（通則）</p> <p>第一条 国、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖繩振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、地方公共団体及び政令で指定する公共組合（以下「国及び公庫等」という。）の債権若しくは債務の金額又は国の組織相互間の受払金等についての端数計算は、この法律の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）                      第百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、                      公営企業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員（                      以下「公庫の役職員」という。）</p> <p>2                      （略）</p>	<p>（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）                      第百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小                      企業金融公庫、公営企業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の                      役員又は職員（以下「公庫の役職員」という。）</p> <p>2                      （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（公庫等の予算執行職員に対する準用）</p> <p>第九条 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行又は国際協力銀行（以下「公庫等」という。）の総裁又は理事長（以下「公庫等の長」という。）から公庫等の予算執行の職務を行う者として指定された者（以下「公庫等予算執行職員」という。）は、公庫等の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公庫等の定款並びに公庫等の経理に関する規程（以下「公庫等に関する法令」という。）に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公庫等において行う第二條第三項に規定する支出等の行為に相当する行為（以下「公庫等の支出等の行為」という。）をしなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（公庫等の予算執行職員に対する準用）</p> <p>第九条 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行又は国際協力銀行（以下「公庫等」という。）の総裁又は理事長（以下「公庫等の長」という。）から公庫等の予算執行の職務を行う者として指定された者（以下「公庫等予算執行職員」という。）は、公庫等の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公庫等の定款並びに公庫等の経理に関する規程（以下「公庫等に関する法令」という。）に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公庫等において行う第二條第三項に規定する支出等の行為に相当する行為（以下「公庫等の支出等の行為」という。）をしなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政公社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。</p>	<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政公社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（適用除外）</p> <p>第五条 この法律の規定は、左の各号に掲げる法人には適用しない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 国民生活金融公庫</p> <p>六 八（略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第五条 この法律の規定は、左の各号に掲げる法人には適用しない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 国民生活金融公庫及び住宅金融公庫</p> <p>六 八（略）</p>

改正案	現行
<p>（通則）</p> <p>第一条 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、<u>公営企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫</u>（以下「公庫」という。）の予算の作成及び執行並びに決算の作成については、この法律の定めるところによる。</p> <p>（予算の形式及び内容）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の予算総則においては、次の事項に関する規定を設けるものとする。</p> <p>一 借入金の借入の限度額。（国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫にあつては政府からの借入金の限度額、農林漁業金融公庫にあつては借入金（農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第二十四条第四項の規定による短期借入金を除く。）の限度額、沖縄振興開発金融公庫にあつては政府からの借入金の限度額及び政府以外の者からの借入金（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六条第二項の規定による短期借入金を除く。）の限度額とし、公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第三十条の規定による短期借入金を除く。）</p> <p>二 国民生活債券、公営企業債券、中小企業債券、沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券、沖縄振興開発金融公庫住宅地債券及び農林漁業金融公庫債券の発行（外国通貨をもつて支払われる国民生活債券若しくは沖縄振興開</p>	<p>（通則）</p> <p>第一条 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の予算の作成及び執行並びに決算の作成については、この法律の定めるところによる。</p> <p>（予算の形式及び内容）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の予算総則においては、次の事項に関する規定を設けるものとする。</p> <p>一 借入金の借入の限度額。（国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫にあつては政府からの借入金の限度額、住宅金融公庫にあつては政府からの借入金の限度額及び市中銀行その他民間からの長期借入金の限度額、農林漁業金融公庫にあつては借入金（農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第二十四条第四項の規定による短期借入金を除く。）の限度額、沖縄振興開発金融公庫にあつては政府からの借入金の限度額及び政府以外の者からの借入金（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六条第二項の規定による短期借入金を除く。）の限度額とし、公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第三十条の規定による短期借入金を除く。）</p> <p>二 国民生活債券、公営企業債券、住宅金融公庫債券、住宅金融公庫財形住宅債券、住宅金融公庫住宅地債券、中小企業債券、沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券、沖縄振興開発金融公庫住宅地債券及び農林漁業金融公庫</p>

発金融公庫債券又は外国を発行地とする公営企業債券、中小企業債券若しくは農林漁業金融公庫債券を失つた者からの請求によりその者に交付するためにこれらの債券の発行を除く。  
）の限度額

三 (略)

3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入、収入保険料(中小企業金融公庫の場合に限る。)、出資に対する配当金(農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)、及び債務保証料(中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)、社債の利子(中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)、回収金(中小企業金融公庫の場合に限る。)、並びに附属雑収入とし、支出は、借入金(国民生活金融公庫にあつては国民生活債券、公営企業金融公庫にあつては公営企業債券、中小企業金融公庫にあつては中小企業債券、沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券、農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫債券を含む。)、の利子、寄託金(沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)、の利子、沖縄振興開発金融公庫住宅地債券の利子(割引の方法をもつて発行する債券にあつては、償還金額と発行価額との差額に相当する金額の償還金)、支払保険金(中小企業金融公庫の場合に限る。)、債務保証に係る弁済金(中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。

4・5 (略)

債券の発行(外国通貨をもつて支払われる国民生活債券、住宅金融公庫債券若しくは沖縄振興開発金融公庫債券又は外国を発行地とする公営企業債券、中小企業債券若しくは農林漁業金融公庫債券を失つた者からの請求によりその者に交付するためにこれらの債券の発行を除く。)  
）の限度額

三 (略)

3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入、収入保険料(住宅金融公庫及び中小企業金融公庫の場合に限る。)、出資に対する配当金(農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)、及び債務保証料(住宅金融公庫、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)、社債の利子(中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)、回収金(中小企業金融公庫の場合に限る。)、貸付手数料及び支払方法変更手数料(住宅金融公庫の場合に限る。)、並びに附属雑収入とし、支出は、借入金(国民生活金融公庫にあつては国民生活債券、公営企業金融公庫にあつては公営企業債券、住宅金融公庫にあつては住宅金融公庫債券及び住宅金融公庫財形住宅債券、中小企業金融公庫にあつては中小企業債券、沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券、農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫債券を含む。)、の利子、寄託金(沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)、の利子、住宅金融公庫住宅地債券又は沖縄振興開発金融公庫住宅地債券の利子(割引の方法をもつて発行する債券にあつては、償還金額と発行価額との差額に相当する金額の償還金)、支払保険金(住宅金融公庫及び中小企業金融公庫の場合に限る。)、債務保証に係る弁済金(住宅金融公庫、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。

4・5 (略)



改 正 案

現 行

（削る。）

（住宅金融公庫の資金によつて建設される住宅）

第八条 住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）（以下「公庫法」という。）

（第十七条（業務の範囲）第一項、第二項又は第四項の規定により、北海道の区域内において住宅の建設（住宅の購入を含む。この条及び第九条において同じ。））、幼稚園等（公庫法第十七条第二項に規定する幼稚園等をいう。以下この項において同じ。）の建設又は関連利便施設（公庫法第十七条第二項に規定する関連利便施設をいう。以下この項において同じ。）の建設をしようとする者に対し、資金の貸付けをすることができる住宅、幼稚園等又は関連利便施設は、防寒住宅又は北海道の気象に適した防寒的な構造及び設備を有する幼稚園等若しくは関連利便施設であり、かつ、防火性能を有する構造のものでなければならない。

2 | 公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、公庫法第十七条第一項又は第二項第一号の規定により資金を貸し付ける場合においては、貸付金の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の限度の欄、利率の欄及び償還期間の欄各項に掲げるとおりとする。

表  
（略）

3 | 公庫法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で同条第一項第一号に掲げる者に対するものうち、貸付けを受ける者及びその者と生計を別にするその親族で主務省令で定めるものの居住の用に供する住宅で主務省令で定める基準に該当するものの建設及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金についての償還期間に係る前項の規定の適用については、

同項の表一の項イ償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「四十年以内」と、同項ロ及びハ償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「四十年以内（主要構造部を耐火構造とした住宅又はこれに準ずる耐久性を有するものとして主務省令で定める基準に該当する住宅に係る貸付金にあつては、五十年以内）」とする。

4 公庫は、公庫法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第一号の規定に該当するものうち、当初期間（公庫法第二十一条第一項の表一の項利率の欄に規定する当初期間をいう。以下この項において同じ。）経過後においてその者の所得（その者と生計を一にするその親族の所得を含む。）が低額であり、かつ、特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定めるものに対する貸付金の利率については、第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当初期間後の期間の全部又は一部につき、その利率を当初期間の利率と同一の率とすることができる。

5 北海道の区域内において公庫法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付けを受けて防寒住宅である既存住宅を購入する者が、これと併せて同条第五項の規定による貸付けを受けて当該既存住宅について優良住宅改良（公庫法第二十一条第一項の表四の項利率の欄に規定する優良住宅改良をいう。以下同じ。）を行う場合における第二項の表一の項の規定の適用については、同項利率の欄中「住宅の構造」とあるのは「改良後において住宅の構造」と、同項ニ償還期間の欄中「（主務省令）」とあるのは「（改良後において主務省令）」と、「当該住宅」とあるのは「改良後において当該住宅」とする。

6 公庫法第二十条第二項の規定は、北海道の区域内における耐火建築物等（公庫法第二条第六号に規定する耐火建築物等をいう。）内の住宅の建設について同法第十七条第一項の規定による貸付けを受ける場合（併せて同条第二項の規定による当該住宅の建設に付随する土地又は借地権の取得に必要な資金の貸付けを受ける

場合を除く。)の貸付金額の限度について準用する。

7 第一項に規定する防寒住宅の構造及び設備並びに防火性能を有する構造について必要な技術的事項は、国土交通省令・財務省令で定める。

8 公庫法第二十条第六項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、同条第七項及び第八項の規定は、第二項に規定する標準建設費、既存住宅標準購入費及び標準価額について、準用する。

9 公庫法第二十一条第四項の規定は、第二項の表一の項区分の欄に規定する政令について準用する。

10 公庫法第二十一条第八項の規定は、第二項(同項の表二の項に係る部分に限る。)の規定により公庫が利率を定め、又はこれを変更する場合について準用する。

(住宅金融公庫の資金によつて建設される災害復興住宅等)

第八条の二 公庫が、公庫法第十七条第六項又は第七項の規定により、北海道の区域内において災害復興住宅の建設若しくは購入又は地すべり等関連住宅の建設をしようとする者に対し、資金の貸付けをすることができる災害復興住宅又は地すべり等関連住宅は、北海道の気象に適した防寒的な構造及び設備を有する家屋であり、かつ、防火性能を有する構造のものでなければならない。

2 公庫が北海道の区域内において災害復興住宅を建設し、若しくは購入し、若しくは地すべり等関連住宅を建設し、又は当該災害復興住宅の建設若しくは購入若しくは当該地すべり等関連住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随してたい積土砂の排除その他の宅地の整備(以下「整地」という。)をしようとする者に対し、公庫法第十七条第六項又は第七項の規定により資金の貸付けをする場合においては、貸付金の一戸当たりの金額の限度は、政令で定めるものとし、貸付金の利率、償還期間及び据置期間は、次の表の区分の

(削る。)

欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各項に掲げるとおりとする。

表  
(略)

3 北海道の区域内において公庫法第十七条第六項の規定による貸付けを受けて新築の災害復興住宅以外の災害復興住宅を購入する者が、これと併せて同条第五項の規定による貸付けを受けて当該災害復興住宅について優良住宅改良を行う場合における前項の表二の項の規定の適用については、同項償還期間の欄中「(主務省令」とあるのは「(改良後において主務省令」と、「当該災害復興住宅」とあるのは「改良後において当該災害復興住宅」とする。

4 第一項に規定する防火性能を有する構造について必要な技術的事項は、国土交通省令・財務省令で定める。

5 公庫が、公庫法第十七条第十一項の規定により、北海道の区域内において合理的土地利用耐火建築物等の建設をしようとする者に対し、資金の貸付けをすることができる合理的土地利用耐火建築物等内の住宅は、防寒住宅でなければならない。

(住宅金融公庫の資金によつて建設される産業労働者住宅)

第九条 公庫が産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)(以下「融通法」という。)(第七条(資金の貸付けの範囲)第一項の規定により、北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、資金の貸付けをすることができる住宅は、防寒住宅であり、かつ、防火性能を有する構造のものでなければならない。

2 前項に規定する防寒住宅の構造及び設備並びに防火性能を有する構造について必要な技術的事項は、国土交通省令・財務省令で定める。

3 公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、融通法第七条の規定により資金の貸付けをする場合におい

(削る。)

(報告)

第八条 (略)

(削る。)

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

ては、貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間については政令で定め、その利率については公庫が定める。

4 融通法第九条第二項の規定は、前項の規定により公庫が利率を定める場合について準用する。

(報告)

第十条 (略)

(罰則)

第十一条 第八条、第八条の二又は第九条の規定に違反して資金の貸付けをした公庫の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第八条及び第九条の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を限り、政令で指定する地域内において建設（あらたに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。）をする住宅については適用しない。

3 公庫が、この法律の施行前（前項に規定する住宅については、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日前）に、資金の貸付をし、又は貸付の申込を受理したものについては、第八条及び第九条の規定にかかわらず、公庫法の規定を適用する。

4 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十一号）の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金（第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金のうち、公庫法第十七条第一号及び第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。）の一戸当たりの金額の限度に係る第八条第二項の表限度の欄及び同条第六項において準用する公庫法第二十条

( 削る。 )

( 削る。 )

第二項の規定の適用については、第八条第二項の表限度の欄中「八十五パーセントに相当する金額」とあるのは「八十五パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、「八十パーセントに相当する金額」とあるのは「八十パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、公庫法第二十条第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

5 | 前項の規定により読み替えて適用される第八条第二項の表一の項限度の欄に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率及び前項の規定により同条第六項において準用する公庫法第二十条第二項の規定が読み替えて適用される場合における同項に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率については、第八条第二項の表一の項利率の欄の規定は適用せず、それらの利率は、公庫が定める。

6 | 公庫法第二十一条第八項の規定は、前項の規定により公庫が利率を定め、又は変更する場合について、準用する。

改正案	現行
<p>（金庫の事業） 第五十八条（略）</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理</p> <p>十四〇二十一（略）</p> <p>3〇十三（略）</p> <p>第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理</p> <p>十二〇十九（略）</p> <p>2〇十二（略）</p>	<p>（金庫の事業） 第五十八条（略）</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理</p> <p>十四〇二十一（略）</p> <p>3〇十三（略）</p> <p>第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理</p> <p>十二〇十九（略）</p> <p>2〇十二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「公的資金による住宅」とは、次の各号に掲げる住宅をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 独立行政法人住宅金融支援機構が融通する資金によつて建設され、若しくは購入され、又は改良される住宅</p> <p>四・五（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「公的資金による住宅」とは、次の各号に掲げる住宅をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 住宅金融公庫が融通する資金によつて建設され、若しくは購入され、又は改良される住宅</p> <p>四・五（略）</p>



改 正 案	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 六十六 (略)</p> <p>六十七 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること。</p> <p>六十八 百二十八 (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 六十六 (略)</p> <p>六十七 住宅金融公庫の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること。</p> <p>六十八 百二十八 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮）</p> <p>第四十七条 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、第二十四条の規定により作成され、又は変更された関連事業計画に基づき住宅部分を有する家屋の移転又は除却が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。</p>	<p>（家屋の移転者等に対する住宅金融公庫等の資金の貸付）</p> <p>第四十七条 第二十四条の規定により作成され、又は変更された関連事業計画に基づき住宅部分を有する家屋を移転し、又は除却する場合において、当該家屋の移転又は除却の際当該家屋を所有し、若しくは賃借し、又は当該家屋に居住している者が、自ら居住し、又は他人に貸すために、当該関連事業計画の公表の日から二年内に、当該家屋を移転し、若しくは当該家屋を除却してこれに代わるべき家屋を建設し、又は当該家屋の移転若しくは当該家屋に代わるべき家屋の建設に附随して土地若しくは借地権を取得しようとするときは、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十号）の定めるところにより、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から、当該家屋の移転若しくは当該家屋に代わるべき家屋の建設又は当該家屋の移転若しくは当該家屋に代わるべき家屋の建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金の貸付を受けることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十三条 削除</p>	<p>（産業労働者住宅建設資金融通の特例）</p> <p>第二十三条 住宅金融公庫は、激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた産業労働者住宅その他の住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた産業労働者の居住の用に供するため政令で定める日から二年以内に住宅を建設しようとする事業者で、財務大臣及び国土交通大臣の定める条件に該当し、かつ、当該激甚災害により産業労働者住宅又は事業場に著しい損害を受けたものに対し、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条の規定により必要な資金を貸し付ける場合において、当該事業者が当該災害のため同法第九条第一項の償還期間内に償還することが困難な状況にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による償還期間（据置期間を含む。）を三年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して三年以内の据置期間を設けることができる。</p>

改 正 案	現 行
第十六条 削除	<p>（住宅金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第十六条 住宅金融公庫は、山村振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつとつて振興山村の住民が行う住宅の建設又は住宅の建設に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（<u>沖縄振興開発金融公庫の融資</u>）</p> <p>第四十五条 <u>沖縄振興開発金融公庫</u>は、法令及びその事業計画の範囲内において、<u>地方公社の住宅の積立分譲</u>による住宅及びその敷地の供給が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮しなければならない。</p>	<p>（<u>住宅金融公庫等の融資</u>）</p> <p>第四十五条 <u>住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫</u>は、法令及びその事業計画の範囲内において、<u>地方公社の住宅の積立分譲</u>による住宅及びその敷地の供給が円滑に行なわれるよう、必要な資金の貸付けについて配慮しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（<u>沖縄振興開発金融公庫の融資</u>）</p> <p>第三十八条 <u>沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、協会による住宅及び住宅の用に供する宅地の供給が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮しなければならない。</u></p>	<p>（<u>住宅金融公庫等の融資</u>）</p> <p>第三十八条 <u>住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、協会による住宅及び住宅の用に供する宅地の供給が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮しなければならない。</u></p>

改 正 案

現

行

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

名称	国立大学法人 大学共同利用機関法人	名称	国立大学法人
根拠法	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）	根拠法	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
(略)	(略)	(略)	(略)

名称	国立大学法人	名称	国立大学法人
根拠法	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）	根拠法	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

名称	(略)	名称	(略)
根拠法	(略)	根拠法	(略)
非課税の登記等	(略)	非課税の登記等	(略)
備考	(略)	備考	(略)

名称	(略)	名称	(略)
根拠法	(略)	根拠法	(略)
非課税の登記等	(略)	非課税の登記等	(略)
備考	(略)	備考	(略)

三十四 民法第 二十五	(略)		者住宅 協会
民法	(略)		会法(昭 和四十一 年法律第 百三十三 号)
一 (略) 二 沖繩振興開発金 融公庫法第十九条	(略)	第三号二若しくはホ (業務の範囲)又は 産業労働者住宅資金 融通法(昭和二十八 年法律第六十三号) 第七条第一項第二号 、第四号若しくは第 二項(資金の貸付け の範囲)の規定によ る沖繩振興開発金融 公庫からの資金の貸 付け(政令で定める 貸付けを除く。)を 受けて譲渡のため取 得する建物の所有権 の取得登記又は当該 譲渡のため取得する 土地の権利の取得登 記	あることを証す る財務省令で定 める書類の添付 があるものに限 る
	(略)		あることを証す る財務省令で定 める書類の添付 があるものに限 る

三十四 民法第 二十五	(略)		者住宅 協会
民法	(略)		会法(昭 和四十一 年法律第 百三十三 号)
一 (略) 二 住宅金融公庫法 第十七条第一項第	(略)	第二項若しくは第四 項(業務の範囲)若 しくは沖繩振興開発 金融公庫法第十九条 第一項第三号二若し くはホ(業務の範囲 )又は産業労働者住 宅資金融通法(昭和 二十八年法律第六十 三号)第七条第一項 第二号、第四号若し くは第二項(資金の 貸付けの範囲)の規 定による住宅金融公 庫又は沖繩振興開発 金融公庫からの資金 の貸付け(政令で定 める貸付けを除く。 )を受けて譲渡のた め取得する建物の所 有権の取得登記又は 当該譲渡のため取得 する土地の権利の取 得登記	あることを証す る財務省令で定 める書類の添付 があるものに限 る。
	(略)		あることを証す る財務省令で定 める書類の添付 があるものに限 る。



<p>条（公益法人の設立の規 定によ り設立 した法 人</p>		<p>第一項第三号二若しくはホ（業務の範囲）又は産業労働者住宅資金融通法第七條第一項第二号、第四号若しくは第二項（資金の貸付けの範囲）の規定による沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（政令で定める貸付けを除く。）を受けて譲渡のため取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のために取得する土地の権利の取得登記</p>	<p>のであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>
--	--	---	---

<p>条（公益法人の設立の規 定によ り設立 した法 人</p>		<p>四号、第二項若しくは第四項（業務の範囲）若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九條第一項第三号二若しくはホ（業務の範囲）又は産業労働者住宅資金融通法第七條第一項第二号、第四号若しくは第二項（資金の貸付けの範囲）の規定による住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（政令で定める貸付けを除く。）を受けて譲渡のため取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のために取得する土地の権利の取得登記</p>	<p>のであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>
--	--	--	---

改 正 案	現 行
<p>（独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮）</p> <p>第二十四条 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、第九条第三項又は第十条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は命令に基づく急傾斜地崩壊防止工事の施行が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。</p>	<p>（勧告等を受けた者に対する住宅金融公庫等の資金の貸付け）</p> <p>第二十四条 第九条第三項又は第十条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は命令を受けた者に対する資金の貸付けについては、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十九条（略）</p> <p>2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一 二（略）</p> <p>三 幼稚園等 幼稚園その他保護者の委託を受けてその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。</p> <p>三の二 関連利便施設 学校、幼稚園、店舗その他の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものをいう。</p> <p>三の三 関連公共施設 道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設で政令で定めるものをいう。</p> <p>三の四 五（略）</p> <p>三 六（略）</p> <p>（業務の受託） 第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、<u>独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第 号）第十三条第一項第一号から第三号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部、中小企業金融公庫の行う中小企業金融公庫法第十九条第一項第三号若しくは第四号に掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものを行う貸付けの業務を</u>受託することができる。</p>	<p>（業務の範囲） 第十九条（略）</p> <p>2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一 二（略）</p> <p>三 幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設 それぞれ住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第十七条第二項に規定する幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設をいう。</p> <p>三の二 五（略）</p> <p>三 六（略）</p> <p>（業務の受託） 第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、<u>住宅金融公庫の行う住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する業務、同条第十項に規定する保険の業務若しくは同条第十三項第四号（譲り受けた貸付債権又は住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第五条第一項に規定する特定保険関係が成立した貸付けについて商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十二条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る貸付金の回収に係る部分に限る。）に規定する業務、中小企業金融公庫の行う中小企業金融公庫法第十九条第一項第三号若しくは第四号に掲げる業務若しくはこれら</u></p>

2 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行うことができる。

(借入金等)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十条第二項本文の規定による貸付け(以下「財形住宅貸付け」という。)に必要な資金を調達するため、政府以外の者から資金の借入れをすることができる。

5・6 (略)

(債券の発行)

第二十七条 (略)

2・7 (略)

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

9 (略)

(賃借人の選定及び家賃)

第三十五条 第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号八又はへの規定に該当するもの(同号への規定に該当するものにあつては、政令で定めるものに限る。次項において同じ。)は、当該貸付金に係る住宅を同号八(1)又は(2)に掲げる者に対し、賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の条件に関し主務省令で定める

に附帯する業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行う貸付けの業務を受託することができる。

2 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行なうことができる。

(借入金等)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十条第一項本文の規定による貸付け(以下「財形住宅貸付け」という。)に必要な資金を調達するため、政府以外の者から資金の借入れをすることができる。

5・6 (略)

(債券の発行)

第二十七条 (略)

2・7 (略)

8 商法第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

9 (略)

(賃借人の選定等についての住宅金融公庫法の準用等)

第三十五条 住宅金融公庫法第三十五条第一項から第三項までの規定は、第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号八又はへの規定に該当するもの(同号への規定に該当するものにあつては、政令で定めるものに限る。)について、同法第三十五条の二第一項及び第二項の規定は、同号の規定による住宅の建設に必要な資

基準に従い、賃貸しなければならない。

2 第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号八又はへの規定に該当するものは、当該住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参酌して主務大臣が定める額を超えて、当該貸付金に係る住宅の家賃の額を契約し、又は受領することができない。

3 前項の住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として主務省令で定める基準に該当する場合に、当該変動後において当該住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

(譲受人の選定及び譲渡価額)

第三十五条の二 第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号二の規定に該当するものは、当該貸付金に係る住宅、土地又は借地権を自ら居住するため住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対し、同号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ホの規定に該当するもの(政令で定める事業に関し同号の規定による貸付けを受けた者を除く。)は、当該貸付金に係る土地又は借地権(関連利便施設の用に供されている土地又は借地権及び政令で定める土地を除く。以下この項において同じ。)を住宅又は政令で定める施設の建設のため土地又は借地権を必要とする者に対し、譲受人の資格及び譲受人の選定方法並びに譲渡価額(当該貸付けを受けた者が政令で定める者以外の者である場合に限る。)その他譲渡の条件に関し主務省令で定める基準に従い、譲渡しなければならない。

金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号二又はホの規定に該当するものについて、同法第三十五条の三の規定は、同号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号八、二又はホの規定に該当するものについて、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の規定により準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第一項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の住宅宅地債券を引き受けた者(その相続人を含む。)で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその住宅宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

3 住宅金融公庫法第三十九条の規定は、公庫について準用する。

2| 第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号二又はホの規定に該当するものうち政令で定めるものは、当該住宅の建設に必要な費用（住宅の建設に付随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む。）又は土地若しくは借地権の取得及び土地の造成若しくは土地の造成に必要な費用、利息その他必要な費用を参酌して主務大臣が定める額を超えて、当該貸付金に係る住宅、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領することができない。

3| 第一項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の住宅宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその住宅宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

（幼稚園等の賃貸等）

第三十五条の三 第十九条第一項第三号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号八、二又はホの規定に該当するもの（政令で定める事業に関し同号の規定による貸付けを受けた者を除く。）は、当該貸付金に係る幼稚園等その他政令で定める施設又は土地若しくは借地権を当該施設を必要とする者に対し、賃借人又は譲受人の資格、賃借人又は譲受人の選定方法その他賃貸又は譲渡の条件に関し主務省令で定める基準に従い、賃貸し、又は譲渡しなければならない。

2| 第三十五条第二項及び第三項の規定は前項の規定による賃貸について、前条第二項の規定は前項の規定による譲渡について準用する。この場合において、第三十五条第二項及び第三項中「住宅の建設」とあるのは「幼稚園等の建設又は政令で定める施設の建設若しくは整備」と、同条第二項中「住宅の家賃」とあるのは「幼稚園等又は政令で定める施設の賃貸料」と、前条第二項中「住

宅の建設」とあるのは「幼稚園等の建設」と、「土地若しくは借地権の取得及び土地の造成若しくは土地の造成に必要な費用」とあるのは「政令で定める施設の建設若しくは整備に必要な費用」政令で定める費用を含む。」と、「住宅、土地又は借地権」とあるのは「幼稚園等若しくは政令で定める施設又は土地若しくは借地権」と読み替えるものとする。

(協議)

第三十五条の四 (略)

(建築基準法及び宅地建物取引業法の適用)

第三十五条の五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条(同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。)及び宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第七十八条第一項の規定の適用については、公庫は、国とみなす。

第三十七条 第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号八からへまでの規定に該当するもの(同号への規定に該当するものにあつては、政令で定めるものに限る。)が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社その他の法人の代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅又は第十九条第二項第三号から第三号の三までに規定する幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設(以下この条において「関連施設等」という。)を賃貸したとき。

二 第三十五条第二項(第三十五条の三第二項において準用する

(協議)

第三十五条の二 (略)

第三十七条 第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号八からへまでの規定に該当するもの(同号への規定に該当するものにあつては、政令で定めるものに限る。)が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社その他の法人の代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅又は第十九条第二項第三号に規定する幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設(以下この条において「関連施設等」という。)を賃貸したとき。

二 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五

場合を含む。)に規定する額を超えて、家賃又は賃貸料の額を契約し、又は受領したとき。

三 第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅、関連施設等、土地又は借地権を譲渡したとき。

四 第三十五条の二第二項(第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する額を超えて、住宅、関連施設等、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

2  
(略)

条第二項(同法第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する額をこえて、家賃又は賃貸料の額を契約し、又は受領したとき。

三 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅、関連施設等、土地又は借地権を譲渡したとき。

四 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第二項(同法第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する額をこえて、住宅、関連施設等、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

2  
(略)



改 正 案	現 行
<p>（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）            第百一条の十二 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、都心共同住宅供給事業の実施が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。</p>	<p>（住宅金融公庫の融資に当たつての配慮）            第百一条の十二 住宅金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、都心共同住宅供給事業の実施が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>第十八条 削除</p>	<p>（住宅金融公庫の融資に当たつての配慮）                  第十八条 住宅金融公庫は、法令及び事業計画の範囲内において、認定計画に基づく宅地開発事業の実施が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮）</p> <p>第十六条 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、特定優良賃貸住宅の建設が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。</p>	<p>（住宅金融公庫等の融資に当たつての配慮）</p> <p>第十六条 住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、特定優良賃貸住宅の建設が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）</p> <p>第十条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。</p>	<p>（住宅金融公庫の資金の貸付けの特例）</p> <p>第十条 住宅金融公庫が、認定建築物である住宅の耐震改修をしようとする認定事業者に対し、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十条第四項の規定による限度において同法第十七条第五項の規定により資金を貸し付ける場合においては、当該貸付金を同法第二十一条第一項の表四の項に規定する優良住宅改良に係る貸付金とみなして、同表四の項の規定を適用する。</p>

三十八 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（<u>沖縄振興開発金融公庫</u>の融資に当たつての配慮）</p> <p>第七条 <u>沖縄振興開発金融公庫</u>は、優良田園住宅の建設が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。</p>	<p>（<u>住宅金融公庫等</u>の融資に当たつての配慮）</p> <p>第七条 <u>住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫</u>は、優良田園住宅の建設が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 次に掲げる者が有する貸付債権</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人住宅金融支援機構</p> <p>ホ 又（略）</p> <p>二 二十二（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 次に掲げる者が有する貸付債権</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>ホ 又（略）</p> <p>二 二十二（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第二十八条 沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとり過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設若しくは購入又は住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。</p>	<p>（住宅金融公庫等からの資金の貸付け）</p> <p>第二十八条 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとり過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設若しくは購入又は住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（適用除外）                      第二百五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 独立行政法人住宅金融支援機構、中小企業金融公庫又は公営企業金融公庫（次項において「機構等」という。）が、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第 号）第二十二條第一号、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）第二十五条の四第一項又は公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第二十六条の三第一項の規定による信託受益権の販売（次項において「信託受益権の販売」という。）を行う場合には、第八十六条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>4 機構等が信託受益権の販売を行う場合においては、当該機構等を信託受益権販売業者とみなして、第九十四条から第九十六条までの規定及びこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。</p>	<p>（適用除外）                      第二百五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 住宅金融公庫、中小企業金融公庫又は公営企業金融公庫（次項において「住宅金融公庫等」という。）が、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の六第一項、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）第二十五条の四第一項又は公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第二十六条の三第一項の規定による信託受益権の販売（次項において「信託受益権の販売」という。）を行う場合には、第八十六条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>4 住宅金融公庫等が信託受益権の販売を行う場合においては、当該住宅金融公庫等を信託受益権販売業者とみなして、第九十四条から第九十六条までの規定及びこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。</p>



四十二 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適格預金者のあつせん）</p> <p>第六十条 公社は、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫から独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第 号）附則第十条の規定による廃止前の住宅金融公庫法第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項若しくは第十二項又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。</p>	<p>（適格預金者のあつせん）</p> <p>第六十条 公社は、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から住宅金融公庫法第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項若しくは第十二項又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。</p>